

藤沢市子ども会連絡協議会補助金交付要綱

制定 平成30年4月1日

改正 令和 4年1月1日

改正 令和 4年4月1日

改正 令和 5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年の健全育成を推進するため、市が、藤沢市子ども会連絡協議会（以下「市子連」という。）が実施する子ども会の育成及び活動の促進を図るための事業に対し補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者及び対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業は市子連が行う子ども会の育成及び活動の促進を図るための事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 補助の対象となる経費は、補助事業に係る経費とする。

3 補助金の額は、補助事業に係る経費の総額（寄付金等の収入がある場合は当該寄付金等の額を控除した額）又は次の各号に掲げる金額を合算した額のいずれか少ない額に10分の10を乗じて得た額とする。

(1) 年額259,000円

(2) 市子連に加入する単位子ども会へ市子連が支出する補助金相当額として、市子連が補助金の交付を受けようとする年度（以下「補助年度」という。）の前年度の5月10日時点（以下「基準日」という。）での単位子ども会の会員数（基準日以降に設立された単位子ども会にあつては設立時点の会員数）に応じて別表に定める単価に補助年度4月1日時点での加入クラブ数を乗じた額

(3) 各自治体の市子連に相当する団体によって市域を超えて組織され、市子連が加入する協議会等の規定に基づき市子連が負担金として支出する当該負担金相当額

(補助金交付の申請手続)

第3条 市子連は、補助金の交付を受けようとするときは、藤沢市子ども会連絡協議会補

助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の着手前（4月1日に着手する場合にあっては4月1日）に、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 役員及び会員名簿
- (4) 会則又はそれに準じるもの

2 やむを得ない理由により前項に規定する時期に申請に係る書類を市子連が提出することが困難であると市長が認めるときは、市子連は、事業着手前に、藤沢市子ども会連絡協議会補助金事業事前着手届（第3号様式）を市長に提出の上、市長が別に定める期日までに申請に係る書類を提出しなければならない。

（補助金交付の決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市子ども会連絡協議会補助金交付決定等通知書（第4号様式）により、市子連に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定する場合において、補助事業を適切に行わせるため、必要な指示又は条件を付することができる。

（事業の計画変更）

第5条 市子連は、前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた後、補助事業の計画を変更しようとするときは、藤沢市子ども会連絡協議会補助金事業計画変更承認申請書（第5号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、補助金事業計画変更承認等通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付時期等）

第6条 補助金は、第4条の規定により交付を決定した日の翌月の末日までに、その全額を支払うものとする。

2 市子連は、補助金の交付決定後速やかに、別に定める請求書を市長に提出しなければ

ならない。

(事業完了届兼事業実績報告書の提出)

第7条 市子連は、補助事業が終了したときは、藤沢市子ども会連絡協議会補助金事業完了届兼事業実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、終了後2月以内又は事業年度の3月31日のうち早い日に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書(第8号様式)

(備付帳簿)

第8条 市子連は、補助事業の施行に関し必要な帳簿等を備え付け、補助事業完了後5年間保管整備しておかなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、この要綱の規定により補助を受けた市子連が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき。
- (2) 第4条第2項に規定する指示又は条件に違反したとき。
- (3) 第7条の規定による報告をしなかったとき。
- (4) 不正な方法により補助金交付を受けたとき。

(書類の様式)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市長に提出すべき書類の様式は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結

果について必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条第2号関係）

単位子ども会の会員数	単 価
20人未満	9,000円
20人以上30人以下	10,800円
31人以上40人以下	12,600円
41人以上70人以下	15,300円
71人以上100人以下	17,100円
101人以上	18,900円